

## ○臨時職員の給与の取扱要綱

平成14年3月11日

告示第6号

改正 平成18年3月31日訓令第4号

平成21年12月21日告示第38号

平成23年7月1日訓令第8号

臨時職員の給与の取扱要綱(昭和54年佐井村要綱第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐井村臨時的任用職員管理規程(平成22年佐井村訓令第14号)第7条の規定による臨時職員の給与の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(賃金日額表)

第2条 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員の賃金は日額とし、適用賃金日額表は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(賃金)

第3条 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員の賃金は、その勤務日数に応じて支給する。ただし、正規の勤務日が休日(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐井村条例第1号)第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)に当たっても賃金を支給する。

(賃金日額の決定)

第4条 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員の賃金日額は、予算の範囲内においてその者の学歴及び経験年数等に応じて決定する。ただし、賃金日額表により難しい事情があると認められる場合には、別段の取扱いをすることができる。

(時間外労働賃金)

第5条 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員が、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、時間外労働賃金を支給する。

(休日労働賃金)

第6条 期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員が休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日労働賃金を支給する。

(臨時加給賃金)

第7条 期限付臨時職員で2箇月以上勤務した者に任用期間満了日に臨時加給賃金を支給する。臨時加給賃金の額は、その者が受けるべき賃金日額に21を乗じて得た額にその者の任用期間に応じる別表第4に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(賃金の支給日)

第8条 期限付臨時職員の賃金は、原則として1の月の初日からその月の末日までの期間に係る賃金を翌月の10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。

(時間外労働賃金及び休日労働賃金の給与単価)

第9条 時間外労働賃金及び休日労働賃金を支給する場合における勤務1時間当たりの給与単価については、次の算式によるものとする。

勤務1時間当たりの給与単価＝((賃金日額×5)÷1週間の勤務時間)×(125÷100)(円未満の端数は四捨五入する。)

(注)

- 1 1週間の勤務時間とは、その勤務時間が定数内職員の例によるものとされている場合は、38時間45分であること。その勤務時間が定数内職員の例によることなく別個に定められている場合は、その1週間の勤務時間数による。
- 2 その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、算式の「100分の125」を「100分の150」とすること。
- 3 休日において、正規の勤務時間中に勤務した場合は「100分の125」を「100分の135」とすること。
- 4 休日において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、算式の「100分の125」を「100分の160」とすること。

(その他の給与)

第10条 期限付臨時職員のその他給与の取扱いについて必要な事項は、村長が定める。

(日日雇用職員の給与)

第11条 佐井村臨時的任用職員管理規程に定める日日雇用職員の給与の取扱いは、次条から第17条まで、第19条及び第20条に定めるとおりとする。

(賃金日額表)

第12条 日日雇用職員の賃金は日額とし、適用賃金表は別表第3のとおりとする。

(賃金)

第13条 日日雇用職員の賃金は、その勤務日数に応じて支給する。ただし、正規の勤務日が休日に当たっても賃金を支給する。

(天候の事由による休業)

第14条 勤務日又は勤務時間中に勤務できない場合において、村長に申し出てその承認を受けたときは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に準じて100分の60の額を超えない範囲内で支給することができる。

(時間外労働賃金)

第15条 日日雇用職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して時間外労働賃金を支給する。

(休日労働賃金)

第16条 日日雇用職員が休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、休日労働賃金を支給する。

(臨時加給賃金)

第17条 日日雇用職員で2箇月以上勤務した者に任用期間満了日に臨時加給賃金を支給する。臨時加給賃金の額は、その者が受けるべき賃金日額に21を乗じて得た額にその者の任用期間に応じる別表第4に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(労働時間)

第18条 日日雇用職員の勤務時間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間は、午前8時から午後5時までとする。

(2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

(3) 村長は、業務の都合により特に必要と認めるときは、前2号に規定する勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(賃金の支給日)

第19条 日日雇用職員の賃金は、原則として1の月の初日からその月の末日までの期間に係る賃金を翌月の10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日の前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)に支給する。

(時間外労働賃金及び休日労働賃金の給与単価)

第20条 時間外労働賃金及び休日労働賃金を支給する場合における勤務1時間当たりの給与単価については、次の算式によるものとする。

勤務1時間当たりの給与単価=
$$\frac{(\text{賃金日額} \times 5)}{1 \text{ 週間の勤務時間}} \times (125 / 100)$$
(円未満の端数は四捨五入する。)

(注)

1 1週間の勤務時間とは、38時間45分であること。

2 その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、算式の「100分の125」を「100分の150」とすること。

3 休日において、正規の勤務時間中に勤務した場合は、「100分の125」を「100分の135」とすること。

4 休日において、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、算式の「100分の125」を「100分の160」とすること。

(その他の給与)

第21条 その他給与の取扱いについて必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第4号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第38号)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第8号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)  
 期限付臨時職員給料表

日額賃金	学歴資格年数区分			
	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
5,700	0			
5,900	1			
6,100	2			
6,400	3	0		
6,600		1		
6,800		2	0	
7,000		3	1	
7,300			2	0
7,600			3	1
7,900				2
8,100				3

別表第2(第2条関係)

育児休業代替臨時職員(臨時技能員)賃金表

種類	日額賃金
臨時技能員	特種 10,000円以内
	普通 8,000円以内

別表第3(第12条関係)

日日雇用職員賃金表

日額賃金	7,800円以内

別表第4(第7条、第17条関係)

臨時加給賃金表

勤務期間	支給率
6箇月	50/100
5箇月以上6箇月未満	40/100
4箇月以上5箇月未満	30/100
3箇月以上4箇月未満	20/100
3箇月未満	0

(注) 勤務期間は月をもって計算(月の初めから月の終わりまでを1箇月とする。ただし、当該月中15日以上の出勤があれば1箇月とみなす。)する。